（一宮市報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

6　一宮市報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年一宮市条例第32号）の一部を次のように改正する。

現行	改正後
（報酬）	（報酬）
第1条　地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第203条の2に定める特別職の職員で非常勤のもの（以下「特別職の職員」という。）の報酬は、別表第1の規定により支給する。	第1条　地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第203条の2に定める特別職の職員で非常勤のもの（以下「特別職の職員」という。）の報酬は、別表　の規定により支給する。
（費用弁償）	（費用弁償）
第2条　略	第2条　略
2　前項の規定により支給する旅費の額は、別表第2のとおりとする。	
3　前項に定めるもののほか、特別職の職員に支給する旅費については、一宮市職員旅費額条例（昭和23年一宮市条例第65号）の規定を準用する。	2　特別職の職員に支給する旅費については、一宮市職員旅費条例（昭和23年一宮市条例第65号）の規定を準用する。
4　略	3　略
5　前項の費用弁償の額は、第1項の旅費の例により算定した旅費相当額（日当を除く。）とする。	4　前項の費用弁償の額は、第1項の旅費の例により算定した旅費相当額とする。
（実費弁償）	（実費弁償）
第3条　略	第3条　略
2　証人等に支給する旅費の額は、別表第3のとおりとする。	
3　前項に定めるもののほか、証人等に支給する旅費については、一宮市職員旅費額条例（第4条及び第5条を除く。）の規定を準用する。	2　証人等に支給する旅費については、一宮市職員旅費条例の規定を準用する。
別表第1（第1条関係）	別表（第1条関係）
表略	表略
別表第2（第2条関係）	
表略	
別表第3（第3条関係）	
表略	

備考　改正箇所は、下線が引かれた部分である。